改訂版

固定資産税

住宅耐震改修の減額について

改修後 3 か月以内の申請により、居住部分床面積（※1 戸あたり 120 ㎡を限度）に相当する翌年度の固定資産税の 2 分の 1 が減額されます。

※この特例は、固定資産税の減額（バリアフリー、省エネ）と同じ年での併用はできません

住宅等の要件

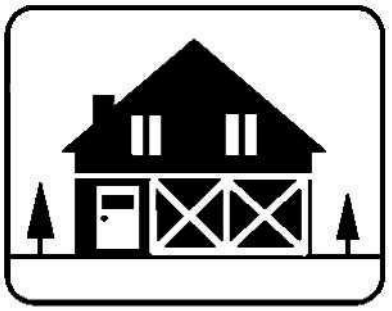

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること

（併用住宅は居住用面積の割合が 2 分の 1 以上）

対象となる工事

1. 現行の耐震基準に適合した改修工事であること

2.基準となる工事費用

工事完了期間	改修工事費用から補助金等を控除した額
令和 13 年 3 月31日まで	50万円を超えること

必要な書類

1. 住宅改修固定資産税減額申告書

2.耐震基準適合証明書

（地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関及び指定確認検査機関等発行）

3.工事明細書・平面図とその領収書

（耐震基準適合住宅の耐震改修に要した費用を証する書類・工事内容が確認できる明細書・工事した箇所が確認できる図面・領収書）

4. 対象工事の施工前および施工後の写真

提出・お問い合わせ

鶴岡市役所 総務部課税課資産税評価係 電話 0235-35-1179